

「貸借対照表・損益計算書」言ってみ！！

騒ぐ子供達に、妻の一声。二人はキョトン。抜群の効果で静かになった。大学生になって初めて言葉の意味が分かったらしい。その娘は今、公認会計士。



(竹内)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税は令和4年3月15日(火)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は令和4年3月31日(木)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、所得税及び復興特別所得税の振替日は令和4年4月21日(木)、消費税及び地方消費税の振替日は令和4年4月26日(火)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

<所得税>

※確定申告をする必要のある方

- (1) 給与所得がある方のうち、
 - 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
 - 給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く) など
- (2) 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方
 ※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きは必要な場合があります。
- (3) 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時的所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 多額の医療費を支出したとき
- (7) 特定の寄附をしたとき(ふるさと納税のワンストップ特例を使われる方は除く)
- (8) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき



令和3年分の所得税確定申告から以下の項目について追加・変更があります。

- ① 国・自治体からの助成のうち、子育て関係の助成金の一部が非課税となりました。
ただし、この非課税措置は子育て関係の助成を非課税とするものであるため、子育てとは関係のない一般家庭での家事代行サービス利用に係る助成などは対象とされません。
- ② ふるさと納税の申告手続きが簡素化されました。寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」の添付が必要とされていました。しかし、令和3年分の確定申告から、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、国税庁長官が指定した特定事業者(株式会社さとふるなど十数社)が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとされました。

改正前

●●様 ○○県△△市

1月1日 10,000円

寄付毎に寄附金の受領書が必要



改正後

●●様 寄附金の内訳

○○県△△市 1月1日 10,000円

□□県××市 3月3日 10,000円

特定事業者発行の寄附金控除に関する証明書1枚で可能

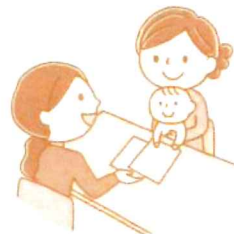
養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置^(※注)について

養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置^(※注)における確認書類の添付が一部省略できます。

『厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書』『厚生年金保険船員養育期間標準報酬月額特例申出書』の提出にあたっては、次の2つの確認書類の添付を必須としていました。

【確認書類(1と2の書類はいずれもコピーは不可です)】

1. 被保険者と養育する子の身分関係および子の生年月日を証明できる書類
⇒ 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書
2. 被保険者と養育する子が同居していることを確認できる書類
⇒ 住民票の写し



このたび、マイナンバーによる行政機関の情報連携の仕組みの活用により、**被保険者と養育する子の両方のマイナンバーを申出書に記載することで、「2. 被保険者と養育する子が同居していることを確認できる書類(住民票の写し)」の添付が省略可能となりました。**

(※注)《養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置とは》

次世代育成支援の拡充を目的とし、3歳までの子どもの養育等により勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それにもなつて標準報酬月額が低下した場合、子どもを養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる仕組みとして設けられたものです。

(早川)

2月の社会保険労務

2月28日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書
提出(年金事務所・公共職業安定所)
じん肺健康管理実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者
(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

リスマネ委員会

地震保険料について

地震や噴火、津波により、建物や家財が損害を被ったときに支払われ、「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する為、公共性が高く大地震による巨額の保険金の支払いに備えて政府がバックアップしてくれる保険です。

地震保険は単独では契約できず、火災保険にセットして契約する必要があります。

【契約金額】建物と家財それぞれで契約

火災保険の契約金額の30～50%の範囲内

限度額 建物 5,000万円

家財 1,000万円



【年末調整の際の保険料控除額】

区分	保険料合計	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払金額の全額
	50,000円超	50,000円
旧長期 損害保険料	10,000円以下	支払金額の全額
	10,000円超 20,000円以下	支払金額×1/2+5,000円
	20,000円超	15,000円
両方ある場合		それぞれの金額の合計額(最高 50,000円)

※「ひとつの契約」で、「地震保険料控除」と「長期損害保険料控除(経過措置)」の両方の保険料がある契約は、いずれか一方の保険料のみを保険料控除に使用します。

(さくらビジネス)

■2月1日から3月15日まで

1 前年分贈与税の申告

■2月10日

2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■2月16日から3月15日まで

3 前年分所得税の確定申告

■2月28日

4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■2月中において市町村の条例で定める日

10 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※ 税理士記念日… 2月23日

建設係

建設業許可～テレワーク

新型コロナウイルスの影響により、経営業務管理責任者、専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人については、一定の条件下で行うテレワークについては常勤又は専任の要件を欠くことにはならないものとする運用が行われてきました。

この度、国土交通省の建設業許可事務ガイドラインの改正により、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な場合は、テレワークでも常勤又は専任の要件を満たすことが明確化されました。

しかし、営業所に常識上通勤不可能な場所でのテレワークについては、専任要件は満たさないのをご注意ください。

(岸上)

医療係

助成金等の収入計上時期の取扱い

先月号では「新型コロナ感染症感染拡大防止継続支援補助金」についてお知らせしましたが、このような特定の支出を補填する補助金や助成金などの収益計上時期は、あらかじめその交付を受けるために必要な手続きをしている場合には、その経費が発生した年分に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収入が対応するように、その助成金等の収入計上時期はその経費が発生した日の属する年分として例外的に取り扱うこととしています。

(例:経費支出、申請が令和3年に行われた場合)



令和3年に収入金額80を未収計上、経費80計上する。

(後藤)

資産税係

相続税の配偶者控除(税額軽減)

相続税の配偶者控除(税額軽減)とは、配偶者の相続財産が1億6,000万円もしくは法定相続分の範囲内までは相続税が無税になる制度です。

被相続人の配偶者にこのような税制上の特例が適用されるのは、配偶者の老後の生活を保障するためや、財産の形成においては配偶者の貢献があったため、などの理由があります。

配偶者控除を使えば、配偶者は相続税が無税となるケースがほとんどですが注意が必要です。

◎注意1…相続税の配偶者控除を適用するためには、次の3つの要件を満たさなければなりません。

①戸籍上の配偶者であること

②遺産を隠蔽していないこと

③(配偶者控除適用して相続税が0円となっても)相続税申告書を税務署に提出すること

◎注意2…二次相続(配偶者の相続)での相続税が大きくなる。

さくら税理士法人では、二次相続のシミュレーションも行い、分割のアドバイスを行います。ぜひご相談ください。

(坂田)

会計制度

会計不正の動向①

会計不正は、主に「粉飾決算」と「資産の流用」に分類されます。

粉飾決算とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと、又は必要な注記を行わないことを含んでいます。

また、資産の流用は、従業員により行われ、比較的少額であることが多いですが、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与する場合もあります。

粉飾決算であるか資産の流用であるかを問わず、不正は、3つの不正リスク要因、すなわち、不正を実行する「動機・プレッシャー」、「機会」及び不正行為に対する「姿勢・正当化」を伴って生じます。

例えば、経営者が、企業内外の関係者から期待される利益目標の過度なプレッシャー下にある場合、不正を実行する「動機・プレッシャー」が存在することがあります。また、内部統制に対する取締役会及び監査役等による監視が有効ではない場合には、不正を実行する「機会」が存在することがあります。さらに経営者が、経営理念や企業倫理の伝達・実践を効果的に行っていない場合には、不正行為を「正当化する姿勢」が存在することがあります。

次回より、具体的な不正事案について、不正リスク要因を交えながら説明したいと思います。

(孝志茜)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。
広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

離職者向け訓練事業 徳島県立中央テクノスクール委託訓練

今がお得なチャンス！ 介護福祉士をめざしませんか！
学費無料で資格が取れる！！
入学試験料・入学金・授業料が
2024年度全額免除！！
就職まで完全サポート

募集講生

お問い合わせ
☎088-642-9667
徳島市国府町東高輪字天満369-1
<https://www.kenshokai.ac.jp/>



社会福祉法人 健祥会 専門学校
健祥会学園

当事務所では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信として、Facebook（フェイスブック）での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは！」という情報がありましたら、「いいね！」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いいたします。



Bリーグ

徳島県にバスケットボールのBリーグ参入を目指す会社が発足するという新聞記事を拝見しました。

私もこう見えて(?)中学はバスケット部に所属しておりました。

ずっと補欠でしたが、ルールだけは早く覚えたので、練習試合では主に審判として活躍しておりました。

元バスケット部として、地元でプロバスケットボールのチームができることを楽しみにしたいと思います。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、
の内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負
いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181